[別紙①：著作権譲渡書]

著　作　権　譲　渡　書

日本教師教育学会編集委員会　御中

下表著作物の著作者（又は分担著作者）である私こと

（以下「甲」という。）は、このたびの「日本教師教育学会年報」への著作物掲載にあたり、下記の内容で日本教師教育学会編集委員会（以下「乙」という。）へ当該著作物の著作権を譲渡します。

|  |  |
| --- | --- |
| 著　作　物　標　題 | 和文： |
| 英文： |
| 著者名（複数の場合、全員を記載のこと） |  |
| 掲載予定号数 | 「日本教師教育学会年報」第　　　　号 |
| 発行予定年（西暦） | 年 |

西暦　　　　　　　年　　　　月　　　　　日

甲の現在の所属

甲の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 甲は、乙に対して当該著作物の全ての著作権（著作権法第21～28条までに規定する全

ての権利）を譲渡する。

2． 上記著作権譲渡後に、甲が当該著作物について以下に掲げる再利用を希望する場合には、利用目的を記載した書面（電子メールを含む）をもって乙に申し出ることとする。乙は、無償で、甲に当該著作物の再利用を、書面（同前）をもって承認するものとする。

3． 著作物の再利用の内容は次のとおりとする。

①複製

　 著作物を印刷、複写又は電子化することによって、複製物を作成すること。及び、作成した複製物を他者に譲渡すること。

②公衆送信

　 著作物の公開、保存及び提供に資すると著者が判断できる範囲で、著作物をデジタル化し、個人又は乙の所属組織のウェブサイトにおいて送信して利用すること。

③翻訳、翻案

　 著作物を翻訳または翻案（改作、加筆・修正等）して利用すること。

4． 当該著作物について第三者から著作権上のクレームがあった場合は、甲は誠実に対応するものとする。

5．甲は本譲渡書を、最終稿の提出の際に乙に提出しなければならない。